



第10章

全国プレジャーボート安全会 会報誌

プレジヤーボート倶楽部通信

CONTENTS

- 
 - 1 プレジャー・ボートの係留風景
 - 2 海の法律<10>
 - 3 プレジャー・ボート体験
 - 4 クローズアップ「いざというとき、相手と家族、そして自分を守れますか？」
 - 8 コラム「P B 総合保険 船体保険のご案内」



プレジャーボートの係留風景

＜写真：和歌山県 雜賀崎漁港＞

雜賀崎漁港は、和歌山市の南西端の岬にあり、漁港から山に向かって階段状に広がる街並みは、まるでイタリアのアマルフィの様だと言われています。

この漁港内には、漁船 51 隻（底曳網船 41 隻、一本釣船 10 隻）、プレジャーボート 55 隻の計 106 隻の船舶が係留されています。

また、釣りに出掛けるのにも近くに友ヶ島や淡路島があり、漁港内で遊ぶにも、親子釣りパークで釣りをしたり、バーベキューをすることもできる人気の係留施設です。



海の法律〈10〉

「錨泊船の責任について」

弁護士 戸田 満弘

(全国プレジャーボート安全会会長)



会長 戸田満弘

船舶の衝突事故や拿捕事件など、海事紛争の処理で国際的にも活躍する日本を代表する海事弁護士。自身もヨットオーナーであり、時間が空いた週末には愛艇を海に繰り出している。

1. プレジャーボートが釣り、海水浴、ダイビングなどのため錨泊していることがよくある。船長は、航行中、他の船舶と衝突事故など起こさないよう見張りを厳重にし、気を遣う。しかし、一旦錨泊すると、船長は緊張感から解放される。錨泊船が加害船となって他の船舶に衝突することなど、まずないからである。

2. さて、錨泊したら、取り敢えずは一安心である。航行船は錨泊船を認めた場合、これを避航する義務がある。何故なら、錨泊船は避航動作を探ることが著しく制限されているからである。航行船は錨泊船（或いは漂泊船）を避けなければならぬ、とするのは、船員の常務による一般原則である。しかしながら、錨泊船といえども、衝突事故が起った場合、全く過失がない、という訳ではない。錨泊船の注意義務を、以下のとおり述べる（漂泊船については、錨泊船と類似しているが、若干異なる点があるので、これは別の機会に論することとする。）。

3. 注意義務その1 錨泊場所が適切かどうか

法律や規則で錨泊が禁止されている場所で錨泊してはならない。港内においては、航路やその他錨泊が禁止された海域がある（港則法 11条、13条、海上交通安全法 10条）。又、河川など、他の船舶の交通を妨げるよう水域を塞ぐようにして錨泊してはならない。更に、港の外であっても、港の出入口付近、航路筋など、通常、多数の船舶が航行するような海域に錨泊してはならない。要するに、他の航行船舶から見て交通の妨げになるような場所で錨泊してはならない、ということである。錨泊場所の選定が不適切である場合には、航行船と衝突した場合、錨泊船にも2割程度の過失があった、とする裁判例もある。

4. 注意義務その2 錨泊を示す灯火及び形象物の設置

長さが7メートル以上の船舶は、錨泊中、昼間は球形の形象物1個を掲げ、夜間は白色の全周灯1個（但し、長さ50メートル以上の船舶は全周灯2個）を掲げなければならない（海上衝突予防法30条）。錨泊中であっても、この標識や灯火を点灯していないと錨泊船と見なされず、航行船と衝突した場合、2割若しくは3割の過失あり、とされることもあり得る。ことに夜間、灯火を全く点灯せずに錨泊した場合には、無灯火の錨泊船の過失が主因とされることもあるので、注意を要する。

5. 注意義務その3 見張り義務

錨泊しているから安心だ、として、ゲームや釣りに熱中したりして見張りを全くしないことも少なくない。船舶は錨泊中といえども、見張りを怠ってはならない（海上衝突予防法5条）。錨泊中でも必ず誰か1人は周囲を常に見張っていかなければならない。見張り義務が何故重要かといえば、錨泊船に真っ直ぐ向かってくる航行船は、錨泊船に気付いていないからである。このような時に、錨泊船が警告信号や、夜間であれば懐中電灯などで注意喚起をすれば、航行船が錨泊船の存在に気付き、衝突回避動作を促すことが期待できるのである。即ち、錨泊船は、見張りを厳重にし、錨泊船の存在に気付かない他の航行船が接近する場合、いち早くこれに音や光を発して警告しなければならない。

6. 注意義務その4

錨泊船が前記のとおり接近する航行船に警告信号をしたにも拘らず、航行船が更に真っ直ぐ突っ込んでくるような場合には、錨泊船は自ら衝突回避若しくは衝突の衝撃を少なくするための措置を採らなければならない。即ち、アンカーロープを切断して右左に移動するか、或いは、その暇がない時は、船首部を向かってくる航行船の方に向けて、横っ腹がやられないようにするなどの緊急措置を探る義務がある。これらの義務を怠った場合、やはり錨泊船にも過失相殺として1割程度の過失があったとする裁判例もある。

7. 以上のように、錨泊したからこれで一安心だ、として見張りを怠り、接近する航行船に気付かず、自船の横っ腹を衝突され、重大な事故を招くような事態は、何としても避ける必要がある。勿論、船舶に乗組む全員に救命胴衣を如何なる時にも装着させておくのは忘れてはならない。備えあれば憂いなし、である。

以 上

プレジャーボート体験

会員の方々から投稿いただいた「プレジャーボート体験」を紹介するコーナーです。今回は、西岸ヨット俱楽部様から投稿いただきました。

西岸ヨット俱楽部



西岸ヨット俱楽部は石川県能登半島の七尾湾北西部の小さな入り江にあります。金沢市から「のと里山街道」を経て車で1時間半、国定公園内の美しい風景と海の幸に恵まれたこの地は我々ヨットマンにとって楽園とも言える場所です。



ヨット「優邦」とイルカ

20年前、自然をこよなく愛するハーバーマスターが自前で海辺の鄙びた小屋付の土地を取得しました。そして有志を募り、手作りで浮き桟橋と宿泊可能なクラブハウスを整備し、俱楽部を立ち上げました。現在9艇のクルーザーが舫われ、ゲストバースも備えてあります。

会員の指向は、レース、クルージング、そして魚釣りなど様々ですが、台風時の備えやメンテナンスはもちろん、青少年を対象とした全国規模のディンギー大会等の際には本部艇として自艇を提供するなど、労を惜しまず協力しています。また、遠来のヨットマンの歓迎会など、週末テラスで催されるバーベキュー・パーティーでは、牡蠣貝など地物の食材やワイン等を持ち寄り、和気藹々とヨット談義に花を咲かせています。

当地では冬季を除いて、ほぼ隔週の日曜日にクルーザーレースが開催されます。登録艇による年間ポイントレース、ゲストの女性や子ども達が乗るとハンディがもらえるファミリーレース、そして近県から多数の艇が参加する九十九湾や輪島などでのオープンレースです。昨年の「海の日」に富山湾の海王丸パークで開催された「タモリカップヨットレース」には、クラブより6艇が遠征し、うち1艇はクラス優勝を果たしました。



ファミリーレース 和倉商港沖



西岸ヨット俱楽部

七尾湾には万葉歌人の大伴家持が遊んだ風光明媚な景勝地がたくさんあります。点在する深い緑に囲まれアンカリング可能な静寂な入り江、そこには人懐こい野生のミナミバンドウイルカが11頭も住み着いています。さらに、能登島大橋越しに見える立山連峰。新鮮な魚介類がその場で食べられる能登食祭市場。和倉温泉埠頭の直径600mもの水中・空中花火。ボラ待ち櫓や「釣りバカ日誌」のロケも使われた筏・カセでの黒鯛・カワハギなどの魚釣り、そして美味しい寒鮒、のどぐろ、香箱蟹、鮑、サザエ、アオリイカ等々、舟遊びにおけるすべてものが備わった垂涎の地とも言えます。



能登島大橋を越えて

ヨットマン並びにヨットに興味のある皆様、能登半島にお出かけの際はぜひ当クラブにお立ち寄りください。

西岸ヨット俱楽部 石川県七尾市中島町外
ハーバーマスター 野桑 雅基
俱楽部員「優邦」オーナー 孫田 優一
(Facebook: 能登 西岸ヨット俱楽部)



クローズアップ

(株)舵社「Boat CLUB」2016年9月号より



いざというとき、相手と家族、そして自分を守れますか？
プレジャーボート責任保険

沖縄本島最南端にある糸満漁港。以前は漁船とプレジャーボートが混在して係留される状況が見られたが、2006 年に糸満フィッシャリーナが整備され、両者のすみ分けが進んでいった

「プレジャーボート責任保険（以下、PB 責任保険）」は、5 トン未満の比較的小型のボート・ヨットのための賠償責任保険だ。日本全国の約 17 万隻もの漁船が加入する「漁船保険」の枠組みを活用した信頼性、そして賠償保険ながら捜索救助費用までフォローする手厚い補償内容から、1999 年の運用開始以来、加入者数は順調に増加を続けている。2015 年度には前年比約 2.8% 増の 1 万 7,384 隻という実績を挙げた。今回は、周囲を美しい亜熱帯の海に囲まれた沖縄県での運用事例を見ていきたい。

ボーターとのすみ分け進む うみんちゅ 海人のまちの先進事例

日本の西南端の亜熱帯に位置する沖縄県。黒潮本流域に多くの島が点在し、沿岸域にはサンゴ礁が発達するという条件から、本土ではあまり見られない魚種も多く、浮魚礁のパヤオを利用した一本釣りや引き繩漁、刺突漁、ソディカをねらう旗流し漁など、独特の

漁法が発達。マグロやブリ、モズクなどの養殖も行われる。

このように多彩な漁業が行われている同県では、漁業者とプレジャーボートオーナーの関係もまた、地域によってさまざまだというが、両者の共存共栄を図る取り組みが進められている先進的な地域が、本島最南端に位置する糸満市である。

糸満といえば、沖縄を代表する海人（うみ

んちゅ=漁師)の町だ。古くからサバニを操り、日本国内はおろか東南アジアなど外国へも遠征し、高度な漁業技術でその名を知らしめた歴史を持つ。もちろん、今日でも県内随一の漁業基地であることに変わりはない。

そんな糸満漁港には、かつて漁船とプレジャーボートが混在していたのだという。プレジャーボートのオーナーはたいてい漁師と知り合いということで係留していたらしいが、その数が増えてくると軽い接触など港内でのトラブルが目立つようになり、また、放置艇の問題も顕在化してきた。こうした状況を改善するために国と県の指定を受け、新たにフィッシュシャリーナが整備されたのが、今からちょうど10年前のこと。以来、漁港内のプレジャーボートは徐々にフィッシュシャリーナへと移り、保管場所における漁船とのすみ分けが進められることとなった。また、フィッシュシャリーナの事務委託を受けた糸満市は、保管の条件として賠償責任保険への加入を定めたため、万が一のトラブルの際にも補償があるという安心感が漁業者の中に広がったといふ。

そして、フィッシュシャリーナオープンから4年目に、糸満漁業協同組合がフィッシュシャリーナの指定管理者に選定されてからは、PB責任保険への加入者が増加。今では全保管艇の5割にあたる約100艇が同保険の加入者であ



糸満漁業協同組合代表理事組合長（沖縄県漁船保険組合長）の金城宏さん。「漁船とプレジャーボートでは操業面で競合することはありませんが、港内でぶつけたりというトラブルはあったようです。同じ海を使うものとして保険に入っておくのは常識でしょう」



PB責任保険の担当を務める糸満漁協指導係の具志嘉之さん。「フィッシュシャリーナが整備されて、漁協が管理者に指定されてからは、PB責任保険に入ってくれる方が増えました。その理由には、漁船保険が運営しているという安心感もあるようです」



糸満漁協総務課長の仲本重也さん。「漁協は海上保安庁から沖でエンストしたプレジャーボートの救助・曳航などの要請もよく受けます。保険無加入のボートだと、下手をすると燃料代などの実費が出ない場合がある。これは漁師にとっても痛いですよね」

るという。

「管理者の漁協がPB責任保険の取次窓口ですし、漁船保険が母体ということで、プレジャーの方にも信頼されているようです。また、船体搜索救助費用も補償していますから、救助依頼を受けることが多い漁業者側としても、PB責任保険の普及はありがたい。以前は、救助・曳航しても、実費が出ずに泣き寝入りというケースもありましたから」

と説明するのは、糸満漁協の金城宏組合長だ。



糸満フィッシュシャリーナの管理責任者を務める上仲誠一さんは、ボートの保険の重要性を力説する。

「生命保険と同じで、フネの保険も自分のためだけではなく、事故の相手や家族のために入るものですね。人にぶつけておいて『直すお金がない』では済まないし、下手をしたら、けがをさせたり最悪の結果になる場合もある。うちの



糸満漁港は県内最大の漁業基地。生鮮マグロの水揚げでは全国有数、地元でセーイカと呼ばれる大型のソデイカは日本一の水揚げ量を誇る



プレジャーボート俱楽部通信



漁船とプレジャーボートが混在し、なにかとトラブルもあった糸満漁港の状況を改善するため、2006年に設けられた糸満フィッシャリーナ。陸置きで140隻、海上係留で71隻の保管スペースに加え、26隻分のビジターパースも備える。保管するには自賠責保険への加入が条件となっている



いとまん海の駅として登録されている糸満フィッシャリーナの事務管理棟。2009年より糸満漁協が指定管理者に選定された

フィッシャリーナでは幸い大きな事故は起きていませんが、保険加入が保管の条件ですし、オーナーの方々も保険は入って当然のものととらえていると思います」

PB 責任保険は、

フィッシャリーナ内で団体割引が適用されるメリットと、漁業者との間の事故解決に迅速、適切な対応が期待され、更改時に民間の保険から移行するオーナーが続いているという。



糸満フィッシャリーナに設置されているPB責任保険の看板。沖縄の強烈な台風にも耐えられる工夫の施されたこの看板は、沖縄県漁船保険組合が独自に設計したもの。保険の普及のため、県内の拠点21カ所に立てられている

漁業者からの信頼を得るツールとしてのPB保険

糸満市のケースが、フィッシャリーナの設置が大前提となった事例なら、東に隣接する八重瀬町の港川漁港の事例は、従来の漁港施設をそのまま生かし、ボーターと漁業者のすみ分けを図ったものといえよう。

やはり、漁船とボートの乱脈な混在が問題となっていたが、港川漁協の樋岡邦彦組合長によると、一定の管理手数料を支払った保険

に加入済みのプレジャーボートのみ、港内での陸上保管を認め、現在は20艇のプレジャーボートが同漁港を利用し、そのすべてがPB責任保険の加入者となっていること。

「うちの場合はプレジャーの人と漁師がもともと知り合い同士で、以前は何かあつたら当人同士で解決して

いたようですが、同じ漁港を使用する以上、漁業者だけでなく、ボートオーナーも保険に入れていただくことを条件としました。お互いに保険に入っているということがわかっているだけでも安心感がありますから、関係性は前よりもよくなっているかもしれませんね」(樋岡さん)



港川漁業協同組合の樋岡邦彦組合長。「保管の条件としたので、みなさんPB責任保険に加入しています。漁師との関係も以前よりうまくいくようになったのではと思いますね」



糸満市の東隣にある八重瀬町の港川漁港。20艇のプレジャーボートの陸置き保管を受け入れている。保管艇はすべてPB責任保険に加入済みだ



与那原マリーナのハーバーマスターを務める浅野貞雄さん。「マリーナ保管に保険は必須ですが、PB責任保険は地元漁協とのよい連携のために有力なツールになりますね」

一方、オープンしたばかりのマリーナでも、漁船保険が母体であるPB責任保険に注目しているようだ。与那原マリーナはこの7月から保管艇の受付を開始した県内で二つ目となる公営マリーナ。マリーナの面する金武・中城湾港は、海外の船が直接入港できる開港で、漁船はもちろん、クルーズ船やタンカー、自衛隊や米軍

の艦船も出入りする。

「トラブルのリスクもさまざま考えられるので、プレジャーボートの保険加入は必須です。契約の際は有効な保険証書の写しを提出してもらいます。加えて、沖縄本島の東海岸では初めての本格マリーナとなるので、地元の漁協さんとも連携を取りつつ、東海岸のマリンレジャーを盛り上げていきたいと考えています。ボートの保険はどこの商品でも構わないのですが、漁協さんが窓口となる PB 責任保険は、地元とうまくやっていくための有力なツールになるかもしれません」

そう期待するのはハーバーマスターの浅野貞雄さんである。



この 7 月 10 日より保管艇の受付を開始した与那原マリーナ。沖縄本島東海岸では貴重なマリンレジャーの拠点として期待される

地道な普及活動が結実 離島が抱える課題も

沖縄県漁船保険組合が PB 責任保険を取り扱い始めたのは、運用開始から 2 年後の 2001 年のこと。

「今では各漁協に取次窓口となってもらっていますが、当初は、『なぜ漁協がプレジャーボートの保険を引き受ける必要がある?』と、叱責されるようなありました」

当初の苦労を語るのは同組合参事の山内俊さん。いわば「身内の漁業者に、漁業者自身を守るという PB 保険の理念を説明するところから手を付けなければならなかった。初年度は役職員の知人などに声をかけ、6 隻の加入から始まった同県の PB 責任保険は、台風対策を施した看板をフィッシャリーナや漁協などの拠点に設置するなど独自の普及活動を重ねた結果、周囲の理解も得られるようになり、加入者も徐々に増加。15 年度には

293 隻という実績を残すまでになったが、同組合専務理事の東恩納 博さんは以下のように述べる。

「漁港で漁業者とプレジャーのすみ分けを進めるという県や自治体の施策があり、糸満漁協さんのような有力な団体の協力を得られたことは大きかったと思います。ただ、ほかの地域では、まだまだ加入実績が上がっていないのが現実です。漁業者を守るというのが PB 責任保険の元々のコンセプトですが、もちろん実際には、漁業者だけでなく、プレジャーボートのお客さんを守るものもあります。これからも PB 責任保険の一層の普及に努めたいと思います」

特に、在籍ボートが多いわりに普及が遅れているのが先島諸島の石垣島や宮古島。遠く離れた離島でいかに結果を出していくかも課題、と今後の活動を展望していた。



沖縄県漁船保険組合の役職員のみなさん。PB 責任保険については、離島のハンデを乗り越える地道な普及活動により、15 年度は 293 隻の加入実績を達成している



沖縄県漁船保険組合参事の山内俊さん。「PB 責任保険の普及については、当初、対象者がどこにいるどんな人かもわからない、文字通りの手探り状態から始めました」



沖縄県漁船保険組合専務理事の東恩納博さん。「PB 責任保険の看板を県内各所に設置させていただいているが、これは漁業者の経営安定につながる PB 責任保険の目的を、各自治体や漁協、マリーナ関係者の方々にご理解いただけたおかげ。今後もさらなる保険の普及にまい進していくと思います」

PB 総合保険 船体保険のご案内

東京海上日動火災保険株式会社
船舶営業部 営業開発室

○ PB 責任保険と PB 総合保険

PB 総合保険は、プレジャーボートオーナー様の様々なニーズに応えるため、平成 12 年より漁船保険様と弊社がタイアップし、生まれた総合保険制度です。おかげさまで制度発足から 16 年が経過し、会員の皆様にはこの場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

PB 責任保険は、プレジャーボートオーナー様が万が一の事故の際に他人や他船へ損害を与えてしまい、損害賠償責任を負う場合や自船及び乗船者の捜索救助費用を補償するものです。そして PB 総合保険は PB 責任保険上乗せとして PB 責任保険ワイド・搭乗者傷害保険・船体保険で構成され、PB 責任保険と併せてご加入頂くことで PB オーナー様に十分な補償をご用意させていただきます。

○ 船体保険の必要性について

上記の PB 総合保険の補償のうち船体保険についてご紹介させていただきたいと思います。船体保険では、衝突事故や台風、係留中の隣の船と接触等によりご契約のプレジャーボートに損害が生じてしまった際に補償します。万が一このような事故に遭ってしまった場合、お相手方への賠償については、PB 責任保険、PB 総合保険（含ワイド）で補償することができますが、ご契約のプレジャーボート自体の修理費用は船体保険のご加入がなければ、補償することができません。船体保険の保険金お支払方法につきましては、以下の通り（※1）となりますが、プレジャーボートオーナー様が、万が一事故に遭われた場合でも、その後も継続して、プレジャーボートをご使用していただくためにも是非ともご加入をご検討ください。（※2）

16 年間という長きに渡り会員の皆様にご愛顧頂いております PB 総合保険ですが、今後も PB オーナーの皆様に「安心」と「安全」を提供していく所存でございますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

※1 保険金お支払方法

全損の場合

保険金額を保険金としてお支払します。

全損以外の場合

修理費 + 以下①～③費用 - ④の費用に 70% を乗じた金額をお支払します。

①損害の発生または拡大防止のために必要または有益であった費用

②他人に対する求償権保全または行使のために要した費用

③盗難にあった保険対象船舶を引き取るための費用

④修理に伴って生じた残存物がある際のその価額

※2 詳細につきましてはパンフレット・約款をご参照ください

第 10 号会報誌をお届けいたします。

会員の皆様におかれましては、充実したマリンライフをお過ごしのことと存じます。今後も、会員の皆様にとって有益な情報を提供していきたいと考えておりますのでご愛読の程宜しくお願ひいたします。



全国プレジャーボート安全会

ホームページ <http://www.ghn.or.jp/jpsa/>

お問い合わせ・ご連絡などはメールにてお願ひいたします。E-mail : pb-hoken@ghn.or.jp

*情報セキュリティ強化のため、Yahooなどのフリーメールの受信はできません。

For Safety Cruising



プレジャーボート
PB責任保険
PB総合保険

2017年1月発行

皆さまの「プレジャーボート体験」を3つのカテゴリーで募集いたします。

①ボート・ヨット・釣り自慢 ②ヒヤリ・ハット体験(事故には至らなかったけど、助かった～…)

③トラブル体験(事故や漁業者とのトラブルなど。)

お寄せいただいた中からいくつかの自慢・体験談を次号の会報誌で紹介させていただく予定です。よろしければ上記メールアドレスまでお寄せください。

なお、採用された方には粗品を進呈いたします。